植物栽培ベッドのオーナー商法が違法とされた事例

複数の事業者との間で、植物栽培ベッドオーナー契約と植物栽培ベッドレンタル契約を締結した顧客らが、事業者等に対し、売上等について虚偽の記載をしたパンフレットを使って勧誘し契約を締結させたなどとして損害賠償請求をした事案で、事業者の統括者は、売上げが飛躍的に増加する見通しもないのに代理店従業員らに虚偽の説明で勧誘させたなどとして、事業者等の損害賠償責任を認めた事例。（岡山地方裁判所令和4年9月13日判決、LEX/DB）

原告：X1～X10（消費者８人、相続人２人）
被告：Y1（Ｋ合同会社）、Y2（Ｋ株式会社）、Y3（株式会社Ｓ）、Y4（Y2の代表取締役）、Y5（Y1、Y2の経理担当者）、Y6（Bの従業員）、Y7（Bの従業員、Y6の部下）、Y8（Y3の代表取締役）
関係者：A（Y1の代表取締役、Y2・Y3の取締役）、B（Y1、Y2から業務委託を受けて代理店の取りまとめ等を担当していた株式会社）

事案の概要

1　本件商法の概要

本件商法は、次のような仕組みとされていた。

①顧客（消費者）が、Y1、Y2所有の植物栽培ベッド*の区画（ハウス300坪相当）を300口の持分割合に分割したものを、１口当たり50万円と消費税（当時４万円）で購入する（植物栽培ベッドオーナー契約）。

②顧客は、Y1、Y2に対し、１口当たり３年契約の場合は月額3,300円、５年契約の場合は月額4,100円のレンタル料で貸し付ける（植物栽培ベッドレンタル契約）。

③契約期間は３年または５年間で、更新を拒絶しない場合は同一条件で更新され、更新されない場合はY1、Y2が１口当たり50万円に消費税を加算した額で買い戻す。

2　Y1ないしY3、Aの関係

Y1は、2014年設立の合同会社であり、本件事業を行っていた。Y1は、顧客からレンタルを受けた植物栽培ベッドにおけるイチゴの生産・販売業務を、Y3に委託していた。

Y2は、2017年に設立された株式会社であり、Y1から事業を引き継ぎ、ウェブサイト上ではY1から組織変更と社名変更を行ったと表示していた。

Aは、Y1の設立時から代表役員として業務全般を総括していて、Y2の設立時からの取締役をしており、会長として事実上事業全般を統括していた。Aは、2021年６月18日東京地裁により破産手続開始決定を受けた。本件訴訟でも当初は被告とされていたが、口頭弁論を分離されたため別事件となっている。

3　刑事事件

2019年１月下旬、A、Y5、Y6、Y7は、「顧客に対し、Y1のイチゴの売り上げが実際には400万円しかないのに、約４億2000万円であるなどと偽って契約を勧誘した」などとして、特商法の不実告知違反で逮捕された。

2019年２月中旬、AとY1が岡山簡易裁判所に略式起訴された。公訴事実の概要は、「2016年の実際の売り上げは426万円しかなく、４億2000万円を売り上げた事実も、同額程度の需要が存在していた事実もないのに、同年の売り

＊　地床栽培での畝（うね）のこと。温室栽培で直接植え込む畝をベッドまたは地床という

上げが４億2000万円であり、注文に応じた生産ができない状況なのでハウスを増やしていく予定である」などと嘘を言い、特商法６条１項７号（不実告知）、同法70条1号（罰則）に違反したというものである（なお、法人については74条に両罰規定があり、法人に対しても罰金刑を科すことができる）。

両者とも、この公訴事実を認定され、罰金50万円の略式命令を受けた。その他の者は、起訴されなかった。

4　Xらの契約

Xらは、Y1又はY2との間で2015年５月から2018年12月にかけて、本件商法について契約を締結し、売買代金（54万円ないし1296万円、総計5022万円）を支払っている。

Xらは、Ｙらに対し、支払代金や弁護士費用、遅延損害金等の損害賠償請求をレンタル料について損害賠償請求するとともに、受領したレンタル料はＹらが虚偽の事業について隠ぺいするための支払いであるから、不法原因給付として損害から控除すべきでないと主張した。

5　争点

本件は、Xらの損害賠償請求の事案であり、争点は次の６点に整理されている。

①Y1、Y2の不法行為責任、会社法350条ないし600条の責任又は使用者責任の有無
②Y5、Y6、Y7の不法行為の成否
③Y4の会社法429条１項の責任の有無
④Y3の不法行為責任又は会社法350条の責任の有無
⑤Y8の会社法429条１項の責任の有無
⑥Xらの損害の発生及びその額

理由

1　認定事実

Aは、2013年冬頃、Y3が経営不振で従業員の給料の支払いができない状況が続いていたことやY3の親会社（Aが代表取締役であった）に約３億円の借金が残っている状況であることから、資金調達のため新たな事業を行うことを考えて経営コンサルタントに相談し、Y6、Y7の紹介を受けた。

Aらは、Y1を設立してY1がY3からビニールハウスを購入したうえで本件商法によって資金調達することを考案した。そして、パンフレットには、実際の売上高では顧客を勧誘しにくいとして、「Y3が生産してきたブランドイチゴは最高評価を受けて著名なデパートやホテルで取引しており、現状の体制ではオファーに十分応えられない状況にあり、サウジ・ドバイ・香港等の富裕層からも話を頂いていることから、農園の増改築のために栽培ベッドの所有権を小口化販売することを企画した」などと記載して勧誘資料とすることにした。

2014年３月に設立したY1において、本件事業を開始した。Aは、2017年11月にY2を設立して事業をY1から移行した。これは会社の信用度を高めるためで、知名度を上げるために政治家の長男であるY4を代表取締役とした。しかし、これは名前を借りただけであり、Aが引き続き業務全般を統括していた。

Xらは、2015年５月から2018年12月にかけて、本件商法の契約を締結して代金を支払った。なお、2019年頃の時点で、本件商法の総契約者数は（解約者を除いて）969人、売上総額は38億6316万円、毎月のレンタル料は約2570万円であった。

2　Ｙらの責任

Aは、事実上、本件事業全般を統括し、Ｙらの経営方針を決定していた。そして、本件事業の開始に際して本件パンフレットの内容が実際とは異なる虚偽のものであることを認識しながら、パンフレットを用いた勧誘を行わせていた。2014年12月頃には、イチゴの売り上げでレンタル料を支払いつつ事業を拡大していくという当初の予定が崩れ、レンタル料はもちろん農園

の経費すら賄えない状態で、本件事業のみでは破綻（はたん）することがほぼ確実となったため、他の事業を模索したが収益は上がらなかった。

本件契約の仕組みからすると、確実にレンタル料の支払いや買戻しがされる見込みがあるか否かは、Xらにとって重大な関心事であった。上記の状況での本件パンフレットを用いた勧誘は、特商法６条１項７号に違反するだけでなくXらに対して虚偽の説明で誤信させて契約を締結させたのであるから、故意による不法行為に該当する。

Aが代表者であるY1は、会社法600条によりXらに損害賠償責任を負う。AはY2の代表取締役ではなかったが、Y4は名目的な代表取締役であってAが実質的に会社を代表する権限を有していたので、会社法350条によりXらに損害賠償責任を負う。

Y7は故意による不法行為責任、Y6は少なくとも過失による不法行為責任を負う。

Y4はY2の名目的な代表取締役であったが、名目的代表取締役であっても違法な勧誘行為等を行わないよう監督・是正すべき任務を負うので、会社法429条１項によりXらに損害賠償責任を負う。

しかしY8は、Y3の経営状況は把握していたがY1、Y2らの本件事業については把握していなかったと考えられ、把握する立場にあるともいえないので、Y8、Y3に不法行為責任ないし会社法350条の責任は認められない。

また、Y5は事務的な経理業務を行っていたに過ぎず、パンフレットの記載の真偽を確認したり経営方針を正確に把握したりする注意義務があったとはいえず責任は認められない。

3　損害

レンタル料が不法原因給付とはいえず、Xらの損害は支払代金から受領したレンタル料を控除した額とするのが相当である。

解説

本件のオーナー商法は、顧客が何を購入してレンタルしているのかが曖昧（あいまい）なところがある。

この点についてXらは、契約書では商品内容について「Y1所有のハウス300坪相当を300口の持ち分割合に分割したものを対象で、不動産を所有するものではありません」と記載しているので、民法上の動産でもなく不動産でもない架空のものを売買の対象としているし、仮に「権利」の売買であると金融商品取引法の集団投資スキームに該当するので同法の登録が必要であるのに無登録で営業しており、違法な取引であると主張している。

この点について判決では、Aらは「ビニールハウス１棟の植物栽培ベッドを実際の広さにかかわらず300坪相当とし、これを300口に分けたものを１口の別途として販売することとした」との認定となっている。

なお、この当時の預託法（特定商品等の預託等取引契約に関する法律）は、適用対象について政令指定商品制を採用していて適用対象の物品についても適用対象が限定されていた。まして、本件のような物品に該当しないようなものは想定されていない。

そこで本件事案に対する刑事事件は、特定商取引法違反で立件されている。そのため、勧誘が訪問販売に該当する事案について、不実告知（６条１項７号違反）が適用されている。

本件商法の被害者は約1,000人、被害総額は約38億6000万円という被害事案であるのに対して、AとY1だけ罰金50万円という刑事責任は被害者側からすれば、あまりに軽すぎる。そもそも、詐欺罪で立件してほしかったというのが率直なところと思われる。

ただし、刑事事件の記録は、損害賠償請求事件では重要な証拠となるので、意義は大きい。本件事案でも、本件商法が当初から虚偽の勧誘で資

金調達するために考案されたことが認定されている。

こうした事実を前提とするとAの故意の不法行為は当然であるし、そうであれば、法人の代表者が職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を定めた規律に従い、合同会社であるY1に会社法600条の、株式会社であるY2に会社法350条の責任があるのは当然の帰結となる。なお、本判決は、Y1とY2の関係について、形式上は別法人であるものの、Aが実質的に支配し本件業務を遂行するために設立したもので、業務も財産も混同されていて、ウェブサイト上も組織変更と社名変更をしたものだと表示し両社が同一法人という信頼を与えていたなどから、両社がXらの全損害を連帯して賠償すべきであるとした。

また、本件商法を考案したY7も故意の不法行為責任があるし、Y6については故意とまでは言っていないが、少なくとも過失による不法行為責任を負うとしている。

Y4は、名目的な代表取締役であるところ、本判決は違法な勧誘行為等を行わないよう監督・是正すべき任務を負うのは名目的な代表取締役であっても同じだとして会社法429条１項の責任を認めている。判例は名目的取締役であっても責任を肯定しており、近時の下級審においても責任を肯定する例が多い。

これに対して、本判決がY3、Y8について責任を否定しているのは疑問である。AはY3の取締役でもあり、本件商法にとってY3は必要不可欠な役割をもっている。しかも、そもそも本件商法はY3の経営の行き詰まりの打開が契機となっているので、責任を否定されるべき立場にないと考えられる。

また、Y5は経理業務担当者として内情を把握していたはずであるが、事務作業を行っていたに過ぎないとして、注意義務があったとはいえないとされた。この種の事案では事務作業を行っていただけの従業員の責任は否定する場合が少なくない。ただし、本件は、ほかに従業員がほとんどいないという事案なのであるから、**参考判例①**のように責任を認める考え方も採用できるように思われる。他方、この点に関連して、オーナー商法の事案で、役員であっても責任を負わないとされた判例がある（**参考判例②**）。このあたりの判断は、まだ流動的なところがある。

損害論については、レンタル料が不法原因給付とは言えず、Xらの損害は支払代金から受領したレンタル料を控除した額とするのが相当であるとした。**参考判例③**は、米国債を購入するとして被害者に資金を拠出させ、配当金として交付していた事案において、配当金は詐欺を実行し発覚を防ぐための手段であって不法原因給付であるとして、交付額を控除することは許されないとしている。

本判決は、Aが2014年12月頃には、このままでは本件事業が破綻する状態に陥っていたと認定していることを始めとして事実経過を詳細に認定しているので、判例のいう詐欺を実行して発覚を防ぐための手段という評価もあり得たと考えられるところ、Y3がイチゴの生産や販売を全く行っていなかったものではないという点をあげ、専ら勧誘手段として支払われたとまではいえないと判断している（なお、立件が詐欺ではなく特定商取引法違反にとどまった点も、考慮された可能性がある）。

参考判例

①東京地裁平成28年12月26日判決（『先物取引裁判例集』76巻95ページ）
②大阪高裁平成29年４月20日判決（『金融・商事判例』1519号12ページ）
③最高裁平成20年６月24日判決（『最高裁判所裁判集.民事』228号385ページ）